

平戸市お試し住宅利用に係る誓約書

平戸市長 様

1 利用するお試し住宅 新町お試し住宅 中の崎お試し住宅

2 遵守事項及び制限行為

【利用者の遵守事項】

利用者は次に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理及び注意をもって利用しなければならない。

- (1) 火気の取扱いについては十分注意するとともに、設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (2) ごみ等は、所定の方法により排出すること。
- (3) 指定された場所以外へ自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (4) 留守、就寝時に施錠する等、住宅を善良に管理すること。
- (5) お試し住宅の利用期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちにお試し住宅の鍵を返却すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか住宅の利用に関し、市長の指示に従うこと。

【利用者の制限行為】

利用者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (2) 増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は敷地内において工作物を設置すること。
- (3) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (4) 事業又は営業を行うこと。ただし、テレワーク等を行う場合はこの限りではない。
- (5) 興行を行うこと。
- (6) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (7) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (8) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (9) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (10) 動物等を飼育又は持ち込むこと。
- (11) お試し住宅の建物内で喫煙すること。
- (12) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬物、並びに鉄砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造、保管、又は使用すること。
- (13) 住宅の敷地内及び住民についての写真撮影、動画撮影並びに居住者が特定される恐れのある情報をSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)のウェブサイト等において情報発信又は発言等を行うこと。
- (14) その他お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

住宅の利用にあたり、上記の遵守事項及び制限行為を守り、適切に利用することを誓約します。  
また、遵守事項及び制限行為に違反した場合には、速やかに退去いたします。

年 月 日

申請者 住所  
氏名（署名）